

13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、国においても、障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について様々な場面や手法による普及啓発の強化等を行うこと。

◆現状・課題

平成28年7月26日に、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生した。

このような事件が二度と繰り返されないよう、本県では、共生社会の実現に向けて、平成28年10月14日に本県議会の議決を得て、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。取組の中では、事件が発生した日を含む一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、広報活動を集中的に行うほか、SNSや動画なども活用した憲章の理念の普及啓発などを継続的に実施しており、こうした取組を引き続き行っていくことが重要と認識している。

内閣府の「障害者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、45%程度に留まっている。また、本県の県民ニーズ調査（令和2年度実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は、80%となっている。

本県では、こうした動向も踏まえ憲章の理念の普及に取り組んでいるところだが、共生社会の実現は本県だけの課題ではなく、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題である。

Q1. 障害を理由とする差別や偏見があると思うか？	ある(83.9%)	ない(14.2%)
Q2. 障害者週間を知っているか？	知らない(76.1%)	知っている(23.9%)
Q3. 共生社会という考え方を知っているか？	知らない又は言葉だけ(53.3%)	知っている(46.6%)

(内閣府「障害者に関する世論調査」(H29.8)を基に作成)



◆実現による効果

共生社会の実現に向けた理念の普及啓発と、障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行うことによって、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会が実現する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課)

2 本人を中心とした「利用者目線」の障がい福祉の実現

【提案内容】

提出先 厚生労働省

どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、**本人の可能性を最大限に引き出す支援**を行うよう、国においても、これを実現するために必要な次の方策を講ずること。

- (1) 強度行動障がいのある障がい者が、障害者支援施設で生活するには限界があり、一人ひとりのペースに合わせたグループホームでの生活が期待されるが、現状のグループホームでは人員面や設備面など**支援体制において不十分な面**がある。そのため、**財政的な支援を拡充する**など、地域生活への移行を促進する方策を講ずること。
- (2) 平成 29 年にガイドラインが示された障がい者の意思決定支援については、**自治体による意思決定支援の体制整備への財源措置**や、意思決定支援に積極的に取り組む**相談支援事業所等への報酬上の評価**など、さらに取組が拡がるよう方策を講ずること。

◆現状・課題

本県では、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」を設置し、県立障害者支援施設 6 施設の支援の検証を行うとともに、障害者支援施設における利用者目線の支援のあり方について検討を行い、令和 3 年 3 月に報告書が取りまとめられた。

報告書では、利用者目線の支援について、「『利用者のためにはこれが良い』という支援者側の目線ではなく、どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す支援を行うこと」とされており、本県では、今後、県立障害者支援施設のあり方を含めた利用者目線の支援の推進方策について、さらに検討を行う方向である。

利用者目線の支援を進めるためには、地域のサービス基盤をしっかりと整備していく必要があり、特に、強度行動障がいなどの手厚い支援が必要な障がい者へのサービスは、障害者支援施設からの地域生活移行を促進する観点からも重要と考える。

◆実現による効果

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自らの希望に応じた生活を送ることができ、その人らしく暮らすことができる地域社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)

3 障がい福祉施策に係る超過負担の解消

【提案内容】

提出先 厚生労働省

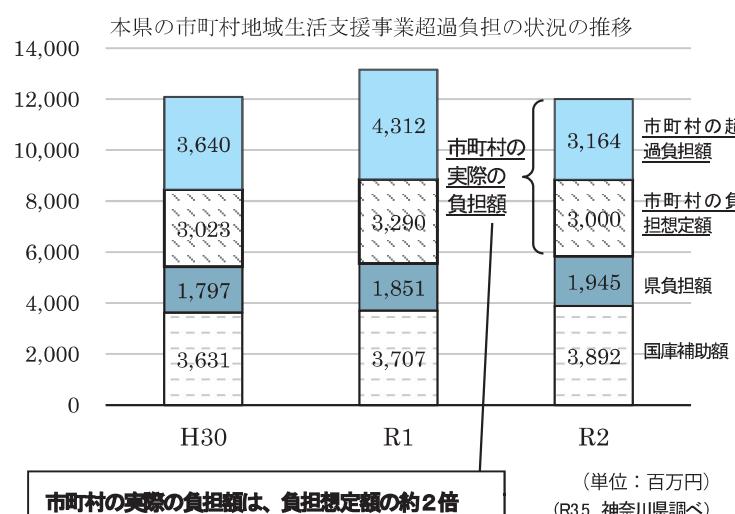
障がい福祉施策における地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がされておらず、市町村の超過負担が恒常化していることから、国において必要な財源措置を行うこと。

特に、地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等の個人向け給付事業は、確実な財源措置がなされるよう、**負担金事業**とすること。

◆現状・課題

本県における令和2年度の市町村の超過負担額は31億円に達し、特に移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等は、市町村地域生活支援事業費に占める割合が高く、超過負担の大きな要因となっており、サービスの維持に支障をきたすことがある。

令和3年度の国予算額は総額7.7億円増額したものの、依然として超過負担解消には至っていない。



◆実現による効果

負担金事業化するなど、確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

4 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

子育て世帯や重度障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児、ひとり親及び身体・知的・精神の重度障がい者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。本来、このような医療費助成制度は国民の生命と健康に直接関わるものであり、国の責務として、全国一律の制度を創設すべきである。

また、現在、地方自治体がこうした助成を行った場合、国保国庫負担金の削減措置が行われているが、平成30年度から、未就学児に限って削減措置が廃止されることとなった。令和元年度、本県の削減額は約43億円であり、市町村の国保財政に多大な影響を与えており、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国保国庫負担金の削減措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、子ども家庭課、健康医療局医療保険課)

5 外国人患者の受入れ体制の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

「外国人との共生社会の実現」に向けた医療面での環境整備を推進するため、都道府県が実施する外国人患者を対象とするワンストップ相談窓口について、国において、必要な財源措置を行うこと。

また、国は、多言語対応が可能な「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」（以下「拠点医療機関」という。）の整備促進を後押しするため、拠点医療機関に対する診療報酬上の新たな評価等について速やかに検討を開始し、令和4年度診療報酬改定項目に反映させること。

◆現状・課題

(1) 外国人患者を対象とするワンストップ相談窓口について

国は、外国人患者の受入れ体制を都道府県単位で整備する観点から、令和元年度医療施設運営費等補助金にて、都道府県を補助対象とするワンストップ窓口設置・運営事業を創設した。

しかし、交付事業の対象を、外国人対応に関する課題が発生した際の医療機関関係者への助言と情報提供に限定しており、外国人患者からの直接の相談窓口は交付対象外としている。

そのため、主に在留外国人を対象にしたワンストップ相談窓口（①公的医療保険制度の仕組みや医療のかかり方、②各種医療費助成等の手続、③多言語対応が可能な医療機関・調剤薬局の案内など）については国庫補助が受けられず、国が平成30年12月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が目指す「外国人との共生社会の実現」に向けた医療面での環境整備に支障が生じている。

(2) 拠点医療機関に対する診療報酬上の新たな評価等について

国が、平成30年度に創設した拠点医療機関については、都道府県に対し拠点医療機関の量的・質的整備を要請している。本県では、令和3年3月現在、51の拠点医療機関を確保しているが、拠点医療機関の選出（手上げ）を促進する国庫補助が乏しいことや、拠点医療機関に対する診療報酬上の評価がないため、拠点医療機関の整備促進に支障が生じている。

◆実現による効果

上記(1)については、多言語による外国人患者を対象とするワンストップ相談窓口について、国庫補助の交付対象事業に追加することにより、医療面における、「外国人との共生社会の実現」が推進されるほか、ワンストップ相談窓口によるトリアージ機能により、外国人医療における医療機関関係者の負担軽減が期待できる。

上記(2)については、拠点医療機関に対する診療報酬上の新たな評価（基本診療料の加算項目の新設、DPC機能評価係数の新設等）や施設基準の見直し（取得要件の追加）による必要な診療報酬上の措置を講ずることにより、拠点医療機関の選出促進が期待できる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)